

# 会社法と経営財務

中島 祐二

あずさ監査法人  
代表社員 公認会計士

## はじめに

二〇〇六年五月一日に施行された会社法は「規制緩和の集大成」と表現されている。会社法はその国の経済力を高めるための重要なインフラであるといわれる。自由な会社法が企業の国際競争力を高め、結果として国全体の経済成長を促すとの考えのもとに、会社法では、さまざまな「経営の自由度の拡大」あるいは「経営上の選択肢の拡大」に関する事項が多く取り入れられている。

このような性格を持つ会社法の規定には、いわゆる財務戦略に重要な影響をもたらす内容も多く盛り込まれている。本稿ではこれらのうち「剰余金分配手続等の自由化」、「自己

株式の取得の対価の柔軟化」および「企業再編行為における剰余金の計上と配当」について説明を行う。

## 剰余金分配手続等の自由化

### ① 剰余金の配当機会の自由化

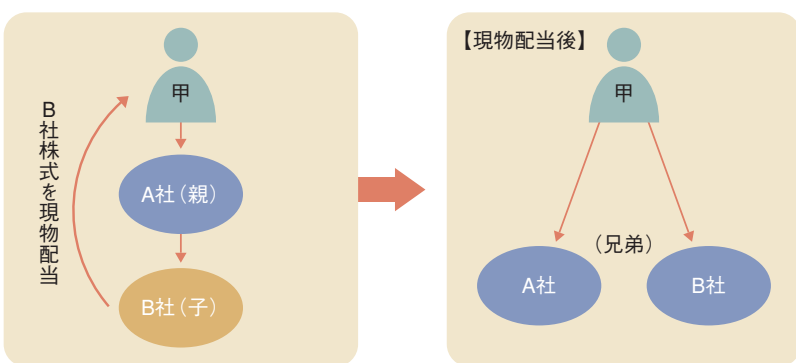
剰余金の配当は、いつでも、何回でも行うことができるようになった。これにより、いわゆる四半期配当が可能となり、既に、上場会社のなかには、四半期配当を行う旨を公表している会社も見受けられる。四半期配当など、株主に対する利益の還元方法を多様化することが企業価値（株価）を高めることに繋がり、増資等による資金調達が容易になることも期待できる。

### ② 現物配当の容認

不明確であった現物配当の手続が明確化され、現金以外の会社資産を利用した多様な配当政策が可能となった。しかし現実的には、上場会社等では、現物の評価や株主への均等分割が可能かどうかなどについて、実務上難しい問題があるといえる。

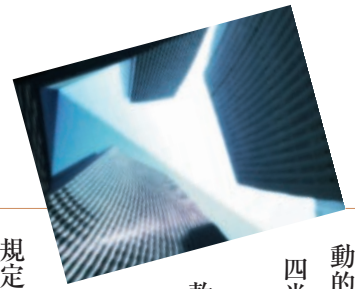
現物配当が可能となって注目されたのは、むしろ、子会社株式を配当することにより、スピン・オフが比較的複雑な再編手続を行うことなく、円滑に実行可能となったことが上げられている。例えば、以下のように、親子関係を兄弟関係へと再編する場合に利用することが考えられている。

現物配当を利用したスピン・オフ



〈考えられるメリット〉

- グループ全体の事業価値を高める（コンゲロマリット・ディスカウントの解消）。
- A社よりB社の方が時価総額が多い場合のような資本のねじれの解消。
- B社の株式公開のための準備（A社が未公開会社の場合、B社公開は承認されない）。
- 甲に資金がなくてもB社株式を入手できる。
- ③ 取締役会の決議による剰余金の分配  
会計監査人の設置や取締役の任期一年等の要件を満たす会社は、定款の定めにより、取締役会の決議により剰余金の分配ができる。



となった。株主への剰余金の配当政策を機動的、弾力的に行うことが可能となり、また四半期配当を行う場合の必須条件といえる。

今年六月末の株主総会で、このための定款変更を行う旨を公表している会社も見受けられるが、全体的には多数とはいえない。しかし、時代の流れから考えると、将来的には上場会社等の大部分がこの規定を利用することになると考えられる。

### ■自己株式取得の対価の柔軟化

出資者のさまざまなニーズに応えることにより資金調達幅を広げるため、また、ベンチャー企業等の積極的な資金調達や支配関係の構築のため、あるいは私的整理をスムーズに行うための便宜を図るためなど、さまざまなニーズに対応して、会社法では種類株式に関する規定の整理を行った。

種類株式制度の整理に伴う改正内容のうち、財務政策の観点から注目すべきものとして「自己株式の取得の対価の柔軟化」があげられる。

株主が保有する株式について、会社に対してその取得を請求することができる株式を「取得請求権付株式」として整理した。従来の義務償還株式（取得の対価が現金の場合）や転換予約権付株式（取得の対価が他の種類株式の場合）を整理したのだが、会社法では、取得請求権付株式の取得の対価の柔軟化がされており、現金や他の種類株式のほか、

社債、新株予約権、新株予約権付社債、その他の財産等を対価とすることが可能となった。

この自己株式の取得の対価の柔軟化はこの他、取得条項付株式や全部取得条項付種類株式を取得する場合も認められており、今後、資金調達などの財務戦略上において株主等のニーズに合ったオプションを付けることにより特殊な株式を発行するアイデアが考えられることになると思われる。例えば、DES（デット・エクイティ・スワップ）を行う際に、将来、会社の業績が回復した時には価額に安定感のある債券（社債）に変えることができるオプションを付けた取得請求権付株式を発行することなども一つの方法として考えられる。

### ■企業再編行為における

#### 剰余金の計上と配当

本年四月より、「企業結合に係る会計基準」が適用されることとなり、合併など多くの場合にパーチェス法による処理が適用されることが予想される。

会社法では、企業結合の対価として取得企業が新株を発行した場合、増加すべき払込資本の内訳項目（資本金、資本準備金またはその他資本剰余金）は、取得企業が決定することができることとしている。すなわち、パーチェス法を適用する場合は、その他資本剰余金に全額計上してもよいし、資本金または準

備金に一部計上して、一部をその他資本剰余金に計上してもよい。

このことは、再編直後の配当財源を確保することに意義があるが、一方、その他資本剰余金を財源として配当を受けた株主の会計処理に与える影響も考慮しなければならない。一般的に、配当を受けた株主側は受取配当金として利益に計上することを望む場合が多いものと思われる。企業会計基準適用指針三号「その他資本剰余金の処分による配当を受け、株主の会計処理」五項（二）において、「投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業からの配当に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在し、当該留保利益を原資とするものと認められる配当」の場合は、有価証券の帳簿価額の減額でなく、受取配当金として計上することができることとしている。

受取配当金としての計上の適否が株主にとって重要性を持つことが考えられ、配当を行う会社の適切な情報開示が必要とされる。

以上説明した内容は会社法が経営財務に与える内容の一部にすぎないが、財務に関する新しい制度を実務で有効に活用するには、会社法だけでなく、関係する会計基準や税務上の取扱いを十分に理解し、検討する必要がある。財務面においても「経営の自由度の拡大」と「責任意」がテーマとなっているといえる。